

大和市告示第162号

屋外広告物法（昭和24年法律第189号）第8条第1項の規定に基づき、次のとおり広告物等を保管した。

令和4年11月15日

大和市長 大木 哲

1 保管した広告物又は掲出物件の名称、種類等

| 保管した広告物又は掲出物件の名称又は種類 | 数量 | 放置されていた場所             | 除却年月日     | 保管開始日 |
|----------------------|----|-----------------------|-----------|-------|
| 立看板                  | 1  | 大和市中心林間一丁目<br>4292番   | 令和4年11月8日 | 同左    |
| 立看板                  | 1  | 大和市中心林間一丁目<br>4280番33 | 令和4年11月8日 | 同左    |
| 立看板                  | 1  | 大和市中心林間一丁目<br>4280番37 | 令和4年11月8日 | 同左    |

2 保管期限

告示の日の2日後まで

3 保管場所

大和市中心鶴間一丁目1番1号 大和市街づくり施設部街づくり推進課

4 返還手続

(1) 返還場所

前項の保管場所

(2) 返還日時

保管期間の午前8時30分から午前11時まで及び午後1時から午後4時まで

(3) 持参するもの

受領書（大和市屋外広告物条例施行規則（平成19年大和市規則第88号）第8号様式）  
及び当該広告物等の所有者であることを証明するもの

5 連絡先

大和市街づくり施設部街づくり推進課